

第 59 号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年 1 月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(海外派遣手当)</p> <p>第39条 海外派遣手当は、外国に所在する公署に勤務する職員（以下「外国勤務者」という。）に対して支給し、その月額は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この条において「法」という。）の規定により支給されることとなる総領事館（総領事館が設置されていない都市にあって</p>	<p>(海外派遣手当)</p> <p>第39条 海外派遣手当は、外国に所在する公署に勤務する職員（以下「外国勤務者」という。）に対して支給し、その月額は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この条において「法」という。）の規定により支給されることとなる総領事館（総領事館が設置されていない都市にあって</p>

は、当該都市が属する国の大使館)に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を超えない範囲内において規則で定める額を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額(市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該規則で定める額)とする。

2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者の子のうち主として当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの(以下「年少子女」という。)が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。1人につき月額8,000円を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額(市長が特に必要があると認める外国勤務者については、1人につき月額8,000円)とする。

3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められる

は、当該都市が属する国の大使館)に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者の子のうち主として当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの(以下「年少子女」という。)が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。1人につき月額8,000円

3 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められる

ことにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条の2第2項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、51,000円を限度とする。）を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）を支給する。

(1)、(2) [略]

(支給方法)

第41条 [略]

2、3 [略]

4 第39条の規定により外国通貨に換算した額に当該外国通貨の最低単位の満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

ことにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女1人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条の2第2項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、12,000円を限度とする。）を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(支給方法)

第41条 [略]

2、3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊

勤務手当に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

理 由

海外派遣手当の支給額を改正する等に当たり、条例を改正する必要があるため。